

論 説

プライバシーの権利

—アメリカ憲法における最近の動向—

サミュエル・マーミン

釜田泰介訳

アメリカにおけるプライバシーの概念については近年顕著な発展がみられる。それは特に憲法と不法行為法の分野においてみられる現象であるが本稿ではこの概念の憲法における発展に焦点をあてて考察を試みてみたい。

一、個人的関係及び家族関係におけるプライバシー

(1) 合衆国憲法はプライバシーの権利については何もふれていない。最高裁判所がグリズウォルド対コネティカット(Griswold v. Connecticut)⁽¹⁾事件においてプライバシーの権利は(憲法上の種々の条文から引き出されるものではあるが)憲法上認められている独立の権利であると宣言したのは一九六五年になってから、すなち制憲後約一七五年を経過してからであった。この事件において最高裁は「避妊器具の使用を禁止している州法は結婚している者に適用されるかぎり無効である」とし、ゆえに産児制限相談所の所員がこの法律を無視して既婚者に助言をしたことを理

由に責任を追求されるべきではないと判断したのであった。

ただしこの事件において各判事は、このプライバシーの権利の根拠に関して意見を異にしていたのである。ダグラス判事は五人の判事の見解を代表して法廷意見を述べているが彼は権利章典の特定された保障は半影部を伴っているものであるとし、すなわちこれらの権利の周辺にプライバシーの領域を含む関連保護領域を伴うと述べた。かくしてプライバシーの領域は修正第一条によつて生み出されてくる。すなわち修正第一条はその半影部に結社の自由と関係したプライバシーを含むのである。また、プライバシーの領域は修正第三条すなわち平時に軍隊が同意をうけずに民間の家屋内に舎營することを禁止している条項によつても生み出されるし、合理性のない搜索、押収を禁止している修正第四条によつても引き出されることが可能であるし、何人も刑事事件において自己に不利益な供述を強要されることはないことを保障している修正第五条によつても引き出されるとしたのである。同判事は更にプライバシーが憲法上の権利であることを立証するために修正第九条にも簡単ではあるが目を向けている。修正九条は「この憲法中に一定の権利が列挙されていることをもつて国民に留保されている他の権利を拒絶しているものと解釈されなければならない」と述べている。ゴールドバーグ判事の同意々見は（これにはウォーレン長官、ブレナン判事が賛同している）、もちろんダグラス判事の意見に賛同の意を表明しながらも今のべた修正九条により重きを置き、その成立過程のいきさつを説明しているのである。ハーラン判事、ホワイト判事は別々の意見の中で、当判決は修正第十四条の適正手続条項に依拠して下されるべきであるとしている。ブラック判事とスチュワート判事は反対意見を述べている。

憲法の研究者はすべてグリズウォルド判決で認められたプライバシーの権利がこの事件の事実関係を越えて拡大されるかどうかについてその行方を見守っていたのである。この拡大を認める見解が次にみる三つの主要な事件において

て表われたのである。第一の事件は一九六九年のスタンレー対ジョージア (*Stanley v. Georgia*)⁽²⁾ 判決であり、「この事件ではプライバシーの権利はわいせつなフィルムを家庭で見るために所持している行為を保護するとしたものであった。第二の判決は一九七二年のアイゼンスタット対ベアード (*Eisenstadt v. Baird*)⁽³⁾ であり、これは避妊器具を医師または薬剤師が既婚者に配布する場合をのぞいて一般に配布を禁止するという州法を無効としたものであった。最高裁はその意見の中で既婚者と未婚者を区分するということは憲法的に許されない差別であると判断し、次に当法廷はこのような法律による禁止が「基本的人権と抵触するものかどうかを判断しようとしているものではない」としながらも次のように述べたのである。すなわち「グリズウォルド事件においては問題となっているプライバシーの権利は婚姻関係に固有のものであるとしたのは確かである。しかし夫婦はそれ自身の精神をもつた独立の存在ではなく各自別々の知的感覚的性格を備えた二人の人物の結合体が夫婦なのである。もしプライバシーの権利というものが何かを意味するトすれば、それは子供を設けるかどうかという判断のようなある人物に基本的に関わってくる事項に対して政府の不当な干渉を受けないという個人の権利である。そしてこの場合その個人が既婚者か未婚者かということは関係のことないのである」と述べたのであった。

第三の事件は一九七三年のロウ対ウェイド (*Roe v. Wade*)⁽⁴⁾ 判決である。「これは妊娠後最初の三ヶ月内における墮胎を婦人のプライバシーの権利として認める（ただし三ヶ月を越えるものについてはその権利に制約を課す）としたものであった。このロウ対ウェイド判決は特に次の点で意義があると考える。それは裁判所がこれまでにプライバシーの権利を承認してきた分野についてその内容の体系化を試みようとした結果この分野には一定の個人的関係、家族的関係に関わる権利が含まれると判断を下したということである。裁判所はプライバシーの権利は結婚、出産、

避妊、家族関係、子供の養育教育に関する活動に及ぶと述べた。

しかしこの判決には次のような問題点が存在しているように思う。それは右に述べたような体系化をする際にその根拠として裁判所により引用された事件の多くは有力な先例ではなかったということである。結婚する権利についてこの堕胎判決中で引用された先例は州の雑婚禁止法（異種族間の結婚を禁止している法）を無効とした一九六七年判決であった。⁽⁵⁾ この判決では裁判所は当該法律は平等保護条項を犯していると判断した。すなわちこの法律は非コーカサス系人種を差別しようとしているもともと人種差別立法であったのである。すなわち当判決中の意見は結婚という基本的人権についてふれたものであつたが、プライバシーの権利について述べたものではなかつたのである。

また堕胎判決中で出産権の根拠として引用した一九四二年判決も平等保護事件であつてプライバシーについて触れたものではなかつた。⁽⁶⁾ この事件で問題となつた州法はある種の刑事犯罪人の不妊手術を認めていた。そしてどの種の犯罪人をこの処置の対象にするかの選択が非常に不合理なものであつたので同法は当事者から法の平等な保護を奪うものであると判定されたのである。裁判所は結婚、出産を「人間の基本的権利」と呼んだのであつた。避妊器具に関して堕胎判決中で引用された事件はアイゼンスタット対ベアードであった。この事件はすでに述べたごとく、既婚未婚に關係なく避妊器具に関するプライバシーの権利が存在すると強調してはいたけれどもそれは平等保護条項にもとづく判決であつたのである。

家族関係の基本性に関して堕胎判決で引用された事件は一九四四年のプリンス対マサチューセッツ(Prince v. Massachusetts)⁽⁷⁾ 事件でこれは実際には家族関係の至上性の申し立を拒否した事件であった。裁判所はその意見中で家族關係の基本的重要性に関して触れてはいたが、州の児童労働法の適用を認め九才の被後見人がボストンの街頭で宗教

上のパンフレットを売る行為を放置した後見人である被告人を有罪としたのである。

子供の養育教育という問題に関して墮胎判決中で引用された二つの事件は五十年前の判決のメイヤー対ネブラスカ（Meyer v. Nebraska）事件⁽⁸⁾と、ピアース対シスター協会（Pierce v. Sisters）事件⁽⁹⁾であった。前者の事件において裁判所は英語以外の現代言語を子供に教育することを禁止している州法は、ドイツ語教師から教える自由を奪いかつ子供の両親から当該教師を雇う自由を剥奪するがゆえに憲法違反であると判決した。いま一つの事件はすべての子供に公立学校参加を命じている州法は私立学校からその財産を憲法に反して奪うだけでなく、子供の両親から子供の教育を決定する権利を憲法に反して剥奪するものであるという理由で無効とされた事件であった。しかしこの両事件はいずれもプライバシーの権利について述べたものではなかったのである。

最高裁判所が墮胎行為そのものを当判決によりここでいう個人関係並びに家族関係の領域に含めたことは言うまでもないことである。同裁判所は「このプライバシーの権利は修正第十四条の個人の自由の概念中にその根拠を見い出すのであれ、あるいは修正第九条の人民に留保された権利中に求めるのであれ、妊娠を続けるか終えるかという婦人の決心を包摂するだけの広さを十分もったものである」と述べたのである。裁判所は統いて次の三点を明らかにした。第一は「ここでいうプライバシーの権利は妊娠初期三ヶ月間には完全に適用されるということ、第二は三ヶ月後は州は（墮胎手術者、並びにそのための病院を許可制にするというような方法でもって）母体の健康を保護するため合理的な規制をすることができるということ、第三は六ヶ月から七ヶ月経過後すなわち胎児が母体の外で生存可能となつてからは、州は、母体の生命、健康を守るために必要な場合を除いて墮胎を禁止するという規則を適用できるということを明らかにしたのである。

この墮胎判決は他のいくつかの欠点を指摘できるけれども、本稿の主題との関係にしほるかぎり、今考察してきたごとく第一には、個人的関係、家族関係の点からプライバシーの権利の体系化をする際に引用した先例が根拠のうすいものであったということであり、第二にはこの体系化の中からは一定の領域、すなわち個人的関係、家族関係に属していないが最高裁の多くの先例や一般国民の理解するところではプライバシーに関わる領域と認められているものが除外されていたということである。

(一) しかしこれらの他のプライバシーの領域に移る前にこれまで論じてきた諸事件に今すこし目を向け、今後それらが提起するいくつかの問題に簡単に触れてみたいと思う。

これらの諸事件が暗示している第一のことは通常ソドミと呼ばれている異常な性行為を禁止するアメリカの典型的な法律、すなわち一般に同性愛を禁止するために使われている法律というものはそれが同意した二人の成人の私的な行為に適用されるかぎり、プライバシーの侵害となり憲法違反と判断されるであろうという見方である。しかし一九七六年三月に最高裁判所はある同性愛者が名前を伏せてバージニア州のソドミ禁止法の執行停止を求めた訴訟において同法を支持したと報道されている。最高裁は本人の言い分を聞かずにまた判決理由を説明せずに判決を下したのである。三人の反対意見を述べた判事、ブレナン、マーシャル、そして最近任命されたスティーヴン判事は最高裁は事件に判断を下すに先立ち当事者の言い分を聞くべきだと考えた。この判決はまた同意している成人が私的に行う姦通を禁止している典型的な法を裁判所が無効とするということをもはなはだ疑わしいものとしたのである。またわいせつフィルムに関する一九七三年の事件においても、最高裁は道徳を保持することは州のもつてゐる正当な立法上の利益であるとし、この姦通とか重婚、売春を禁止している制定法を引用したことにも同じ傾向が表われていると思える。⁽¹⁰⁾

次にプライバシー判決のもついま一つの面に目を向けてみたい。これらの判決を一まとめにして考えると、これらは州の禁止をうけずに避妊器具を未婚者でも入手できるというプライバシーの権利と、妊娠の初期段階において墮胎をうけるというプライバシーの権利を承認しているのであるからこれは避妊並びに墮胎を一般的に禁止することからおこる望まれない妊娠に対しして望まれた妊娠を保護するという含みを持っているのである。言いかえれば婦人が子供を生まないということを選択する基本的権利をもつていては、彼女は子供を生むという類似の権利をもつていることになる。しかも最高裁は「出産」を基本的権利の範ちゅうのリスト中に置いていたのである。このことは裁判所が妊娠している女教師に妊娠五ヶ月後産休をとるように命じている教育委員会の規則を無効とした理由の少くとも一つであったと考えられる。この規則は実体的なデュー・プロセスを犯すと考えられた。そしてそこではプライバシーの権利については論じられていなかつたけれども多くのプライバシーに関する判例が先例として引用されていたのである。⁽¹¹⁾

最近の判決が将来に与える今一つの面は不妊手術に対する影響である。産児制限手術に対する州の禁止又は規制はさほどひんぱんに行われてきたものではないが、最近のプライバシー関係判決はそれが任意性のある場合にはこの手術の正当性とかつその手術に過失ある場合には損害賠償の請求権とを保障しているように思える。公立病院は最近の下級審判決によるとその設備がこの手術のために使用されることを拒絶できないことになっている。ある州においては精神病院又は刑務所に収容されている一定の精神欠陥をもつた収容者の強制不妊手術を認める法律をもつていて。最高裁はかなり以前にこのような法律は公平な手続によって執行されるかぎり許されると判断した。⁽¹²⁾ もつとも特定の精神欠陥の遺伝性の問題については依然として未解決である。出産についての選択を基本的権利と認めている最近の

プライバシー判決がすべての人適用されると解釈されるなら、それはおそらくこのような強制不妊手術を認めてい
る法律を無効とするであろう。⁽¹³⁾

裁判所が結婚並びに家族というものを憲法上のプライバシーの保護領域に属するものとして取扱つたことからいく
つかの別の問題が持ち上ってくる。第一には結婚に関する権利が結婚を終結さす権利を含むことを考へるとこれは離
婚法によってこのよう終結を規制するという州の権限にどのような影響を与えるであろうかという問題がある。第
二にもしまったく結婚しないという憲法上の権利が存在するとすればこれは既婚者に有利な所得税上の取扱いとい
うような未婚者に対し圧迫を加えているような規制を無効とするかという問題も持ち上ってくるであろう。第三に裁判
所は結婚にともなうプライバシーの中に体現されている自由と、血液検査とか年令の制限等のようなこの自由に対し
種々の制約を課したりある種の人々による結婚を実際に禁止したりする州の権利とのどちらかを選択しなければなら
ないことになる。このような禁止権は刑務所在監者に拡大されている。⁽¹⁴⁾これらの権限は高校生にも及んだり近親者と
かてんかん患者とか精神病者にも及ぶのかという問題もおこる可能性がある。第四に裁判所は子供を養育し教育する
という親の権利と、性教育というようなある親にとっては不快な計画が必要とされるかどうかを決定する学校の権利
とのどちらかを選択しなければならないことになるという問題も持ち上る可能性がある。第五に家族関係に対する裁
判所の関心はプライバシーの権利のためには何が家族関係と言えるかという問題を提起するであろう。ミネソタの最
高裁判所のある判決は（この判決にもとづく上訴は連邦最高裁判所により棄却された）結婚に関するプライバシーの
権利は伝統的な種類の結婚に伴うものであると判決した。すなわちこの権利は州が同性愛の者に結婚証明を出すこと
を要請していないし、また憲法の他の条文からもそういう要請は出てこないと判断したのである。⁽¹⁵⁾

最後に、最近注目を集めている別の種類の問題も持ち上ることが考えられる。最高裁判所はその墮胎判決において裁判所が強調していたように限界が存在しているけれども人間は自ら好むように自分の身体を処理できるという広い自由を暗黙裡に認めたのである。ゆえに胎児が妊娠の後期において別の人格体を備えたが如き状態になつた場合には州が墮胎を厳格に規制するという充分なる利益をもつとしたのである。それでは裁判所は限界はあるとはいえ自ら欲するように自分の身体を取扱うという自由が自らの生命を終らせるという形態をとり、かつ胎児を含め本人以外のいかなる者もその行為によつて物理的危険を直接こうむることがない場合に、裁判所はどう答えるであろうか。いいかえるなら自殺は憲法上のプライバシーの権利の一部とみなされるであろうか。もしみなされるとすれば（たとえば致死量の薬物を求められて与えるということによつて）ある人物の生命の終結を助けるものは罰せられないのであろうか。またもし生命を終結させる者が精神的に判断をする能力がない場合（たとえば一年間昏睡状態とか精神的不能状態に陥りもとに戻らない状況下にあるとか、機械によつて生命を存続させられているとか、時には植物人間の状態といわれる状況にある場合とかであるが）には、その患者の保護者として指定されている人物は死ぬ権利を含むものとして患者のプライバシーの権利を主張しそれによつて機械の装置を停止さすことが認められるのであろうか。ニュージャージー州最高裁判所が最近カレン事件で病院の倫理委員会とか類似機関と共に担当医師が回復についての合理的的可能性がないと判断した場合にはこのようなことをなしうると答えたのはこの後者の状況下においてであった。⁽¹⁸⁾ また裁判所は患者が意識があつて精神的にも判断できる状態にあるが治療不可能なガンで苦しみ、回復の望みのない状態で自分の生命を持続させている装置の停止を望んだ場合にも同じ方法がとられるべきだと考えたのである。

このような事件においてこの結論に影響を与えている一面は、他人に対する害悪が存在していないとか弱いとか間

接的であるとかのゆえに個人の自由を求める考えの方が重きを置かれているという事実である。すなわちそれはジョン・スチュアート・ミルによつてとられた著名な原則に従つてゐるのである。もしプライバシーの権利がこのミルの原理を含むものとみることができるとするなら、他者に対する害悪の要素が存在しなかつたり弱いというようなこの事件以外の多くの状況も同様にプライバシーの権利を含むものとして取り扱うことが可能であろう。たとえばそのような状況としてはいくつかの州で要請されているヘルメットを着用せずにモーターバイクに乗るとか、髪の毛を校則とかその他の規則によつて禁止されている長さにするとか、フィルムの内容について適切に前もつて知らされ未成年者や通行人の目にさらされないように合理的な処置がとられた上で、「成人向劇場」でわいせつな映画をみるとかということである。最高裁判所は最初の二つの事例についてはまだ判断を下していないが、最後の事例については一九七三年のパレス・アダルト・シアター対スレイトン (Paris Adult Theater v. Slaton) ⁽²¹⁾ 事件においてこのような主張を拒絶した。最高裁の多数意見はわいせつフィルムの上映を禁止するという行為はわいせつ物を公開することによつて「成人男女又は彼らの共同社会」に害悪を与えるということを決定的に立証している科学的データが存在していなかからといって違憲となるものではないと述べたのである。そして議会は「秩序と道徳に対する公共の利益」を守ろうとする際に「このような関連性は存在する、もしくは存在しうる」という「未証明の推定」を合理的になしうると判断した。住民は「生活の質、社会環境全体の質とか、大都市中心部における商業の傾向、あるいは公共の安全性そのもの（わいせつ物と犯罪の相互関係については議論の余地があるけれども）」に対して利益をもつてゐるとされたのである。ビッケル教授の言を引用して裁判所はわいせつ映画館のお客にプライバシーの権利保護を与えるということは「われわれ残りの者の世界に影響を与え、他者のプライバシーを侵害することになるのである。われわれの各々が

望めば目をつぶり耳に栓をする（実際には不可能だけれども）ことが可能だと考へるとしても一般に読んだり見たり聞いたり行なわれているということ自体が、それを望むと望まないと関わらずわれわれすべてにふりかかってくるのである。」と述べたのである。ゆえに本件はわいせつ物の事例においてミルの原則の存在を認めないとしたのではなくてこの原則による自由は認められないとしたものと考えられる。すなわちここには少量ではあるが社会的害悪が存在した（または議会が合理的にそう信じた）ということ並びにこの状況においてはプライバシーの権利は存在しないかもしくは非常に弱かつたのでこのような議会の判断をくつがえしえないということであつたのである。

最後にわれわれはプライバシーの権利を弱いとか強いという風に区分する問題は最近の最高裁判所の諸判決がはつきりとした指針なしに将来に残している問題であるということに注意すべきである。墮胎判決の中で概説されたプライバシーの権利は「基本的」と分類された。すなわち「基本的」ということは一般に裁判所はこのような権利を侵害すると考えられる法律を「厳格に審査する」ということを意味しているのである。すなわち合憲とされるためには、当該法は避けられない政府の利益促進のために必要であると判定されねばならないのである。しかしこのような厳格審査の立場が、結婚、出産、避妊、家族関係、子供の養育教育というような領域での権利を含むすべての事件に適用されるのかどうかいまだ不明である。今一つ不明な点はその他のプライバシーの権利が（墮胎判決中でリストにあげられていなかつたがゆえに）基本的といえないとすればその範囲はどうなるかということである。

これはむずかしい問題である。というのは不合理な搜索、押収に対する保証のような権利章典の大部分の条項（すなわち最初の八ヶ条の修正条文の大部分——これらの八ヶ条は連邦政府に適用される）はこれまでに他の目的の場合には基本的と判定されているからである。すなわち修正十四条の適正手続条項の下で州政府に対する保護規定と考え

る場合にある。

以下この「他のプライバシーの権利」についての考察に移りたい。

二、他のプライバシーの権利

最近の一連のプライバシー関係の判決において最高裁によって論じられた権利よりももつと密接にプライバシーの共通観念にあてはまっていると考えられる権利が存在している。これらの最近の諸判決が政府の禁止とか規制をうけずに行動をしたいと考える個人の自治権を大幅に認めてきたものと考えられていることは妥当といえよう。他方プライバシーの古典的な概念は一人にしておいてもらうということを意味している。それは個人の人格、住居あるいは孤独、静寂を侵害されないとか、個人に関する情報を公開する必要性を否定するというような意味においてである。後者の古典的概念における自由もまた自治権の一部とみなすことはたしかに可能ではあるが、そこには依然として明らかな相違点が存在していると思える。⁽²²⁾

(一) 第一に搜索、押収の諸事件について考察したい。これらはプライバシーの共通観念により近いものと考えられる。最高裁はしばしば不合理な逮捕とか不合理な身体の検査、住居の搜索、物の押収等を通しての侵害に対し保護を与えていた修正四条によつて、プライバシーに対し与えられる保障について述べてきたのである。これらの諸判決で目を向けるべき側面は政府による侵害が修正四条、五条、十四条にもかかわらず必要と判定されてきたその範囲についてである。たとえばある状況の下においてはアルコール検出のために強制的に血液検査や、呼気検査をするなどが必要と考えられてきたのである。⁽²³⁾ 一定の精神障害者の強制不妊手術をするとか、強制予防注射をするなどが必要と考えられてきたのである。⁽²⁴⁾ ⁽²⁵⁾

したがつてまた、時には法執行上の必要性から裁判所は修正四条が定めるところの「信頼するに足る理由」にもとづく令状という要件をゆるく解釈し、もって(1)「停止させ身体検査をして逮捕する」というような場合には令状はない⁽²⁶⁾とか、予告をして福祉年金受給者の家を捜索するには令状がいらない⁽²⁷⁾とか、合法的逮捕に付随してなされる捜索には令状はいらない⁽²⁸⁾とか、被疑者追跡過程においてなされる捜索には令状はいらない⁽²⁹⁾とか、車が関係しているある種の事件においては令状はいらない⁽³⁰⁾としているのである。(2)衛生検査とか火災による検査⁽³¹⁾、また銃砲取扱者のような特殊な免許事業の規制を執行するための検査並びに有効な規制法規の目的に関連した執行上の調査に際して出される召喚状事件⁽³²⁾における場合には「信頼するに足る理由」が希薄であっても捜索令状または召喚状を出すことを認めるとしたのである。

(二) 次に住居というものを神聖なものとしている諸事件について考察したい。例えば、営業マンが各戸の呼び鈴を押すことを禁止している法律を合憲としている事件⁽³⁴⁾がある。一九六九年の重要な例としてはすでに触れたスタンレー対ジョージア事件⁽³⁵⁾があることは言うまでもない。この事件は自分の住宅で観賞するためにわいせつ物を持する権利の根拠を修正一条中に求めたものである。しかし一九七三年のパレス・アダルト・シアター判決において本件は再解釈されたので、修正一条による根拠づけについては否定され「住居のプライバシー」という面のみが根拠として残されていると思われる⁽³⁶⁾。最高裁は劇場事件においてこのプライバシーの範ちゅうの憲法上の根拠については触れていないが、その範囲は狭いことを明らかにしたといえる。すなわち同判決はそれを「入場料をとつて住民に公開されている劇場」の場合と区別した。また他の諸事件においては自分の住居で個人的に使用するという目的であってもその資料が営業用の本屋で売買されているような場合⁽³⁷⁾とか、郵便を通して注文される場合⁽³⁸⁾とか、国外から輸入される場合⁽³⁹⁾

とか、州際運輸機関を使って個人の荷物によって運ばれる場合とかにこれを適用することを拒絶した。パレス・アダルト・シアター判決において最高裁判所は「同意している成人のみが関係している行為は常に州の規制をまぬがれる（筆者傍点）」という考え方を拒否した。しかし裁判所は家庭でプライベートに行えば合法とされる多くの行為（それがどういうものであるかについては最高裁判所は特定していない）も公に行えば禁止されるであろうということを認めたのである。おそらく家庭で行われる行為でこの種の資格を与えられるものとしてはマリワナの喫煙が考えられるが最高裁はこれについていまだ意見述べていない。⁽⁴¹⁾要するにスタンレー判決はむしろ適用領域の狭い孤立した判決となってしまったのである。⁽⁴²⁾（わいせつとか未だ特定されていない他の行為に関する）この「場所に基づく」プライバシーは、最高裁が墮胎判決で示した「主題に基づくプライバシー」のリストにつけ加えられるべきであろう。

(III) 次に個人の会話が電話盗聴とか立ち聞きに対して保障される権利とか、個人の行動が政府からの監視に対して保障される権利について考察したい。盗聴とか立ち聞きに関する画期的判決として一九六七年のカツツ対合衆国(Katz v. U. S.)⁽⁴³⁾事件がある。この事件はいくつかの先例を破棄してこのような活動は修正四条の下での捜索押収に該当し、したがって憲法上の合理性の要件並びに合理性のある特定でもってこの行為を承認する司法令状を前もって出すという憲法上の要件が適用されると宣言したのであった。一九七二年最高裁判所はこの原則を国内の安全性に関する事件(ミシガンにあるC・I・Aの事務所をダイナマイトで爆発させようとした事件)にさえ適用したのである。もつとも裁判所はこのような事件においては令状を得るための基準はもつとゆるくするのが適当であると考えていたのである。同時に裁判所は外国の出先機関が関係している事件はこの事件と同じように扱われるかどうかについては意見を示すことをひかえたのである。⁽⁴⁴⁾ここには憲法上のプライバシーの問題は含まれていないので修正四条の要件

は適用なしと判決した。⁽⁴⁵⁾

今日ではこのような法の分野はすべて一九六八年連邦法⁽⁴⁶⁾によって取扱われているがそれは非常に多岐にわたる規定なので本稿では詳述することをひかえたい。ただ次の点にだけ触れておくことにする。同法による禁止は会話の傍受、その傍受したもののが公表又は使用、傍受装置の製造、配布、所持、広告に及んでいるが裁判所が特定の連邦並びに州犯罪事件においてこのような行動を承認する令状を発した場合には例外が認められている。傍受命令を出したり拒否したりした判事は合衆国裁判所事務局に報告する義務がある。検察官も統計資料だけではなく、傍受したもののが的な余波に関する情報を提供するような年次報告書を提出する義務がある。合衆国裁判所事務局は連邦議会に対し年次報告書の概要を提出しなければならない。この法律施行後六年を経過した後、調査委員会による報告書が作成されることになっておりそれは一九七六年度中に提出されることになっている。同法は法律違反に対しては刑事上の制裁を課しているだけでなく、実害賠償、徴罰的な損害賠償、合理的な弁護士費用並びにその他の訴訟費用を求める民事上の損害賠償訴訟を認めている。

同法は必ずしも合憲とはいえないと思う。というのはこれは三十日間（これの延長は可能である）にわたり裁判官の令状にもとづく監視を認めており、その間電話によるすべての会話は傍受され、盗聴されている部屋での会話はすべて立ち聞きされることになっているからである。すなわち疑いをかけられている罪以外のすべての事項に関する被疑者の会話とかその他の人物の会話（彼の部屋にいる人物、その者に電話をかけてくる人物、その部屋の電話を使う人物）が盗聴されるのである。三十日間を越すこのような広範囲な監視は限定かつ特定化された監視というカッツ判決が強調していた立場とおそらく矛盾すると考えられる。

(四) 盗聴並びに立ち聞きに加えてその他の種類の政府の監視によつてプライバシーに明らかな影響が及ぶ場合が存在する。例えば一九七二年のレアード対タトム (*Laird v. Tatum*) 最高裁判決中に含まれていたような問題である。⁽⁴⁸⁾ 合衆国軍情報部は将来の国内秩序びん乱に關係すると思われる政治活動に関する情報を収集し（その情報源は主に報道機関、一般に出回っている出版物並びに公の集会）その情報をコンピューター・バンクに保存し法律執行機関にそれを提供する制度をもつてゐる。原告となる個人又は組織の全部でないにしても大部分のものは軍隊の監視報告書の対象とされてきた。原告は特に修正一条で保障されている表現、結社の自由権に対する冷却効果並びに彼らのプライバシーの侵害について不服を申し立ててきた。しかし裁判所はもつと直接的で特定した被害の立証がなされなかぎり修正一条にもとづく請求を裁判できないとした。データー・バンクの存在並びにそれを国内政府が使用するというだけでは原告に被害についての苦情申し立をする原告適格を認めるには不充分であるとしたのである。この判決はプライバシーの申し立をまとめて扱つたものではなかつたが、裁判所の立場は表現の自由に対する申し立と同じである⁽⁴⁹⁾ ということを同判決は暗示しているのである。

(五) この事件はまた、国民一般に対する政府のデーター・バンク、すなわち社会保障関係記録、退役軍人の記録、税務記録等を通して個々人に関する情報を集めることをプライバシーを理由に攻撃しても成功する望みはほとんどないことを暗示している。⁽⁵⁰⁾ このような結論は銀行預金者のプライバシーの主張を、ここでも又直接的な特定された害悪の欠如を理由にしりぞけ次のような法律を支持した一九七四年判決によつて裏書きされている。その法律は銀行預金者の取引についての一定の記録を保管し（百ドルを越える小切手はすべてその写しをマイクロフィルムにとり保存することを含む）、預金者による一定の大きな通貨取り引きを政府に報告することを銀行に要請しているのであつた。⁽⁵¹⁾

(六) いくつかの下級審判例は（他の下級審判例に反して）政府によるある種のデーター収集または保管を認めないということをプライバシーを理由にして判断してきたのである。また違法な逮捕をうけた者とかすでに無罪放免にされた人物とか、あるいはその者に対する問責が却下されたような人物の逮捕記録の削除を下級審裁判所は命じていたのである。⁽⁵²⁾

これらの事件が今日でもなお効力をもっているかどうかということは、最高裁判所の一九七六年三月の判決によつてはなはだ疑わしいものとなつてゐる。この判決は当局が逮捕記録を保管していただけでなくそれを公表していたとは判定しなかつたのである。⁽⁵³⁾ ケンタッキー州で万引で逮捕された者が無罪の申し立をしたのちに「万引要注意人物」と銘うつた回状をまわしてそこに原告の写真を掲載するという事件が起つた。この回状はルイジアナの都市部における約八百軒の商店に配られたものであつたが、そのリストにあげられている人物について一九七一年から七二年の間に逮捕されたことのあるもの、もしくは商店街において種々の犯罪にかかわっているものと述べていた。裁判所の多数意見は原告の主張は「プライベートであるといわれている領域における本人の行動の自由を規制できる州の権限を攻撃しているのではなく、州は逮捕というような公的な行為に関する記録を公にできないという見解を述べているのである。そしてわが法廷が下した重要なプライバシーに関する判決にはこの主張のような判断を示したものもないし、それに類似したものも示したものはない。⁽⁵⁴⁾ ゆえにわれわれは先例をこの方法で拡大することには賛成できないのである」と述べたのである。

(七) それでもなお、裁判所が情報公開に関する一定の他の状況をこれとは違つたように扱う可能性は十分存在し

ている。一つの例は政治結社のプライバシーが侵害されるような場合である。少数民族組織の成員に危害を与える結果となりうるような状況において、法律または証人に対する議会委員会の質問によつて情報の公開を求めるなどを禁止した著名な諸判決が存在している。最高裁判所は一九六三年事件⁽⁵⁵⁾において、結社の権利は「修正一条並びに十四条によつて与えられている憲法上の保障の範囲内にあり、またこの保障は NAACP（有色人種の向上に関する全国協議会）というような組織における結社に関するプライバシーの保護をも含んでいることは同じく明らかであると述べたのである。

情報公開が裁判所によつて否定される今一つの事例は医師と患者の関係のプライバシーが含まれている場合である。本稿を執筆中の現在、ある連邦地裁判決の審査事件が最高裁に係属している。この地裁判決はスケジュールⅡにかかる麻酔薬の受領者の名前並びに住所をアルバニー地区に集めることを求めていた（以前は各地方でこれらを収集する制度がとられていた）ニューヨーク州法は医師と患者の関係に個別のプライバシーの権利を侵害するもので憲法違反と判断したものである。⁽⁵⁶⁾

（八）しかしながら概して以上述べたことから最近の最高裁判決の下では、政府の情報収集とその公表との関係における憲法上のプライバシーの権利は確固としたものではないと言つた方が当を得ていると思われる。さらに下級審の判決傾向を概観してみると、いくつかの例外はあるけれども「裁判所は個人の情報が許された目的のために収集される場合、たとえその情報が後に国民に公表されるとしてもそこに憲法上の利益が関わっているとは考えていない」と言つてゐるのである。⁽⁵⁷⁾

（九）しかし法律上のこの問題についての扱いを全般的に把握するためには私たちは最近の連邦法に注意を払わね

ばならない。それは政府機関並びに場合によつては私的会社のもつてゐる情報ファイルに対し示した連邦議会のあくなき関心の結果できたものであるからである。公表することに制限が課され、そして個々人に自分に関する情報を近づくことを認めかつその情報に異議を申し立てその情報を変更させる機会を認めることでもつて正確性を確保するようになつてきている。一九七一年の信頼性に関する情報の対象となつてゐる人物に対しそのファイルの内容について知られる権利、その情報について異議を申し立てる権利、ファイル中に正しい陳述を保管してもらう権利を与えていた。一九七四年の家族の教育権並びにプライバシーに関する法（バックレー修正法）（Family Educational Rights and Privacy Act of 1974）⁽⁵⁸⁾は文部省規則によつて履行されているが、同法は両親が子供の教育記録を見る」と認め、中学校以降の生徒が自分自身の教育記録をみることを認める一方、第三者が「」のような記録入手することに制限を置いた。一九七四年のプライバシー法（Privacy Act of 1974）⁽⁵⁹⁾と呼ばれていたより一般的な法の制定についてフォード大統領は「連邦機関によつて集められた個人的情報を保護するために基本的原則を法典化した歴史的瞬間」と述べた。同法は政府機関にその機関の保管している事項を確認できるようにその各項目の表題を公表するよう命じていて、市民に自分の名前がそこにのつてゐる可能性につき注意を喚起させようとしているのである。約八十の行政機関がすでに八千を越す記録体系の項目を公表していて、それは連邦記録所に約三千ページに及ぶ印刷物として公表されているのである。同法の多くの条項中にはその個々人に自分についての情報を見、複写し、異議申立をする権利とか、どういう理由でどういう権限にもとづいて、自分についての情報がここに集められているのかを知る権利を与えているものがある。同法は連邦公務員による違反行為に対し刑事制裁を課し、かつ個々人が損害賠償訴訟とか他の訴訟を政府に対し提起す

ることを認めている。連邦議会委員会、アメリカ弁護士協会、プライバシー権に関する大統領の内政諮問委員会等がプライバシー保護に関するこのような法律制定に際して率先して任にあたり現在も活発に行動しているのである。⁽⁶¹⁾

(十) 最後に憲法上のプライバシー権について触れておきたい点は、望まないやな情報とか情景の受け手とされない権利についてである。ここでの被害者は通常「いやでも聴かなければならぬ聴衆」と言われているものである。

(a) こういう問題を提起した事例に次のようなものがあった。ある連邦法はある世帯主に「郵便の受取人が自分だけの裁量で、性的興奮を呼び起しまだは性的刺激が強いと考えるもの」郵便で売却申込の広告をされることから自分を守ることを認めていた。彼は郵政長官に送り手が今後この郵便物をこの名宛人に送ることをさしひかえるよう命ずることを求めることで自らを防禦できる。一九七〇年最高裁はこの法律をプライバシーを保護するものと呼び、「すべての人があなたにしておいてほしいという権利は他の人間の接触をしたいという権利と比較衡量されねばならない」とした後この法律を合憲とした。⁽⁶²⁾

(b) プライバシー権が優越するとされたいま一つの事例がある。一九四九年、最高裁判所は宣伝カーの極度の騒音に対し、このような車から流れる騒音を禁止することによりプライバシーの権利を保護したのである。⁽⁶³⁾

(c) しかし一九五二年の最高裁判決はバスの中でラジオを流したり音楽を流したりニュースや広告を流したりすることと、バス乗客のプライバシーを侵害することを認めたのである。⁽⁶⁴⁾ ところが一九七四年の判決は市が商業とか公的なサービスの目的で広告を流すことを許す一方、政治問題とか政治的な争点に関してバスの中で宣伝を流すことを有効に禁止しようと判決したのである。⁽⁶⁵⁾ この意見は一九七五年のわいせつ映画に関する事件において再解釈されたけれども、この右に述べたバス内のラジオ放送判決は今日であればバス乗客勝訴の判決が下されるであろうということを

意味しているとそれよう。⁽⁶⁷⁾

(d) 一九七五年の映画判決は、ドライブ・インの映画館である種のわいせつフィルムを上映することを、その画面が公の場所からみえる時には禁止するという条例を無効としたのである。裁判所は「そのフィルムを見て傷つけられる者はたやすく目をそむけることができる」こと述べた。またバス乗客のもつてゐるプライバシーの利益と区別され道路通行者のプライバシーの利益は制約されていてこのような検閲を正当化することはできないと述べた。裁判所の廊下でわいせつ文句（“Fuck the Draft”）をつけたジャケットを着たことが理由で安寧、秩序を乱したとされた一九七一年の事件において、最高裁判所は同じような態度をとつたのである。極端に大きな音声を流す宣伝カーに従わされる通行人とちがつて裁判所の廊下にいる人々は「自分達の目をそむける」ことにより簡単に不愉快な文句を回避できるのであると最高裁判所は述べた。⁽⁶⁸⁾ 裁判所はこの「自己の目をそむける」というやり方が最初に不快な表現に出会うことを避けるうえで有効なものかどうかには注意を払わなかつたようである。

以上をもつてアメリカ憲法におけるプライバシーの範ちゅうについての考察を終えたいと思う。この考察により次のことことが明らかになつたと思われる。第一にプライバシーに関する法はいくつかのいろいろなグループに系統立たないで散らばつてゐるということ、第二に最高裁が墮胎判決においてプライバシーの権利の内容の单一化を試みたがこれは完全でなかつたということ、第三に満足のいく統合は、プライバシーの概念は非常に多くの面を持つてゐるがゆえにほとんど不可能であるということ、第四にこの概念は今日の最高裁はこれを拡大することには積極的ではないけれども、関係領域に広がつていく傾向をもつてゐるということ、第五にプライバシーの権利は他の憲法上の権利と同じように絶対ではなく、従つて道徳、安全、その他の政府の利益を保護する政府の権限の方が特定の事件において優

越すと、どうやら裁判所による判断が大いにありうるところである。そして、このよだな判断に到達するに際して裁判所は異ったプライバシーの権利に対し、異った審査基準を適用する事が考えられるのである。(一)

- (1) 381 U. S. 479 (1965)
- (2) 394 U. S. 557 (1969)
- (3) 405 U. S. 438 (1972)
- (4) 410 U. S. 113 (1973)
- (5) Loving v. Virginia, 388 U. S. 1 (1967)
- (6) Skinner v. Oklahoma, 316 U. S. 535 (1942)
- (7) 321 U. S. 158 (1944)
- (8) 262 U. S. 390 (1923)
- (9) 268 U. S. 510 (1925)
- (10) Paris Adult Theater v. Slaton, 413 U. S. 49 (1973)
- (11) Cleveland Bd. of Educ. v. La Fleur, 414 U. S. 632 (1974)
- (12) Buck v. Bell, 274 U. S. 200 (1927)
- (13) 不妊手術並びに不妊手術法の問題は諸問題の問題として Note, 48 N. Y. U. L. Rev. 670, 713-717 (1973) を参照。In Re Cavitt, 157 N. W. 2d (Neb. 1968), app. dism. 396 U. S. 996 (1970). ネブラスカ最高裁の七人中四人の判事が州の施設から仮釈放または釈放をす前の前提要件として精神欠陥者に不妊手術を施すことを定めている法律の合憲性を認めない立場をとった。しかしネブラスカ法は法律を違憲と判定するには五名の判事の賛成を必要とするとしていたので当該法律は合憲とされた。合衆国最高裁判所は当事者の行う棄却要請に関する規則六十に従って当該上告を棄却した。
- (14) In Re Goalen, 414 U. S. 1148 (1974)
- (15) Holt v. Shelton, 341 F. Supp. 821 (M. D. Tenn. 1972) を参照。
- (16) Drinan, *The Loving Decision and the Freedom to Marry*, 29 Ohio St. L. J. 358 (1968)

(1) Baker v. Nelson, 291 Minn. 310, 191 N. W. 2d 185 (1972) (en banc), 409 U. S. 810 (1972). Jones v. Hallahan, 501 S. W. 2d 588 (Ky. 1973) 車生の参照。注、ハーリハク関係事件である Boraas v. Village of Belle Terre, 413 U. S. 528 (1973) 平決に含められてる意味にも注意する必要がある。同判決で最高裁判所は家族の憲法上の地位に言及して「被保護されるべきは自己意思の家族」であるだ。めた住宅規制をパラメーターを理由にして違憲とした主張は最高裁判所の認めたが如く、今「同一の基準による条例は合憲と判断されたのをも」。

(2) Matter of Quinlan, 355 Atl. 2d (N. J. 1976). たゞ Cantor, *A Patient's Decision to Decline Life-Saving Medical Treatment*, 26 Rutgers L. Rev. 228 (1973) をも参照。一九七一年連邦最高裁判所は自殺問題を憲法上の問題として考察した結果を拒否した。労働者の死亡が就業課程やいた傷害に起因する自殺によるものた場合、死亡の理由に扶養家族の労働災害保険を支払はりしないと認めたが、制定法の合憲性を「ヘタ最高裁判所がだぶる」との意見の対立があつた。合衆国最高裁判所の上告を重大な連邦問題の欠如を理由として却てした。 Schwartz v. Talmo, 205 N. W. 2d 318 (Minn. 1973), app. dism. 414 U. S. 803 (1973).

(3) Mermin, Law and the Legal System 22 (1973) 参照。

(4) Karr v. Schmidt, 460 F. 2d 609 (5 Cir. 1971), cert. den. 409 U. S. 989 (1972); Breen v. Kahl, 419 F. 2d 1034 (7 Cir. 1969), cert. den. 398 U. S. 937 (1970); Note, 48 N. Y. U. L. Rev. 670, 760-770 (1973) を参照。

(5) 413 U. S. 49 (1973)

(6) ル・ペリ Henkin, "Privacy and Autonomy", 74 Columbia L. Rev. 1410, 1424-5 (1974); Note, 26 Stanford L. Rev. 1161, 1163-6, (1974) を参照。

(7) Schmerber v. California, 384 U. S. 757 (1966); Breithaupt v. Abram, 352 U. S. 432 (1957).

(8) Buck v. Bell, 274 U. S. 200 (1926)

(9) Jacobson v. Massachusetts, 197 U. S. 11 (1905)

(10) Terry v. Ohio, 392 U. S. 1; Sibron v. New York, 392 U. S. 41 (1968).

(11) Wyman v. James, 400 U. S. 309 (1971).

(12) Chimel v. California, 395 U. S. 752 (1969); U. S. v. Robinson, 414 U. S. 218 (1973); U. S. v. Edwards, 415 U.

S. 800 (1974).

(23) Warden v. Hayden, 387 U. S. 294 (1967).

(30) Carroll v. United States, 267 U. S. 132 (1925); Coolidge v. New Hampshire, 403 U. S. 443 (1971).

(31) Camara v. Municipal Court, 387 U. S. 523 (1967); See v. City of Seattle, 387 U. S. 541 (1967).

(32) U. S. v. Biswell, 406 U. S. 311. (1972).

(33) Oklahoma Press Publ. Co. v. Walling, 327 U. S. 186 (1946).

(34) Breard v. Alexandria, 341 U. S. 622 (1951).

(35) 394 U. S. 557.

(36) Paris Adult Theatre v. Slaton, 413 U. S. 49 (1973).

(37) Kaplan v. California, 413 U. S. 115 (1973).

(38) U. S. v. Reidel, 402 U. S. 351 (1971).

(39) U. S. v. Twelve 200-ft. Reels of Super 8 MM. Film, 413 U. S. 123 (1973). ²⁶ U. S. v. 37 Photographs, 402 U. S. 363 (1971) ²⁷.

(40) U. S. v. Orito, 413 U. S. 139 (1973).

(41) Note, 48 N. Y. U. L. Rev. 670, 753-760 (1873) ²⁸.

(42) ²⁹ Note, 26 Stamford L. Rev. 1161, 1185-9 (1974); Note, 48 N. Y. U. L. Rev. 670, 687-693 (1973).

(43) 389 U. S. 347 (1967).

(44) U. S. v. United States District Court, 407 U. S. 297 (1972).

(45) U. S. v. White, 401 U. S. 745 (1971).

(46) 18 U. S. Code, 2510 et seq.

(47) ³⁰ Note, 26 Stamford L. Rev. 1161, 1185-9 (1974); Note, 48 N. Y. U. L. Rev. 670, 687-693 (1973).

(48) 408 U. S. 1 (1972).

(42) 尚、Fifth Ave. Peace Parade Committee v. Gray, 480 F. 2d 326 (2 Cir., 1973) を参考する必要がある。本件はワシントンD.C.のある反戦団体のデモに先立ちFBIがその団体の銀行記録を調べたり、同団体が後援してワシントンへ参加者をバス輸送する計画を監視したりりの情報を国内税務局を含む種々の機関へ流したところものである。裁判所は、ソニーで関係して「プライバシーが個人生活の最も私的な面」にかかるのでないとした理由で、プライバシーの主張を認めなかつたが、同裁判所は Laird v. Tatum 判決に従つて、正当な争点が存在せず、かつ真実を述べば迫つてくる特定の書類についての立証がなれなかつたと判断したのである。

(43) Note, *Privacy and Efficient Government: Proposals for a National Data Center*, 82 Harv. L. Rev. 400 (1968); Miller, *The Assault on Privacy* (1971) を参照。

(51) Calif. Bankers' Assoc. v. Shultz, 94 S. Ct. 1494 (1974). 本件は前述した Laird v. Tatum 判決とをあわせて考察する上、Stoner v. Miller, 377 F. Supp. 177, 180-1 (E. D. N. Y. 1974) は於て十五日以上にわたり宿泊者に関する特定の記録の保存をホテルに命令する条例を無効とした判断の行方を疑ふる所である。

(52) 例へば、Menard v. Mitchell, 430 F. 2d 486 (D. C. Cir., 1970); Menard v. Saxbe, 498 F. 2d 1017, 1030 (D. C. Cir., 1974); Sullivan v. Murphy, 478 F. 2d 938 (D. C. Cir., 1973), cert. den. 94 S. Ct. 1162; Darroson v. Dill, 503 Pac. 2d 157 (Colo., 1972) 参照。但し Anderson v. Sills, 265 Atl. 2d 678 (N. J. 1970); Tosh v. Buddies Supermarkets, Inc., 482 F. 2d 329, 332 (5. Cir. 1973) も対比参照。

(53) Paul v. Davis, 96 Sup. Ct. 1155 (1976). 最高裁はまた原告は彼の名声に対する侵害と申し立てられたが、原告は正手続のトド「田舎」がただちに「財産」の扱われをも剥奪されなかつたと判断した。

(54) リの前年、最高裁は類似の事件に判断を下して、リの事件も個人の情報の公開に関するものであつたが、リの公開は私人によつたものであつた。したがつて原告の主張は憲法上の請求ではなく法律にもとづいた不法行為法上の請求であった。ある州の法律は強姦事件被害者の名前の公表を禁止していた。被告である放送会社は強姦の末殺害された被害者の名前を公表した。最高裁は被害者の父親のなしたプライバシーの申立を却下した。その理由はリの少女の氏名は公表に先立つてすでに起訴状などの公の記録に明らかにわれていたからであり、されば会社の眞実の報道は憲法上認められた報道の自由によるものであつたからである。(Cox Broadcasting Corp. v. Cohn, 43 L. Ed. 2d 328 (1975)).

- (53) Gibson v. Florida Legislative Investigation Committee, 372 U. S. 539 (1963). 沢' NAACP v. Alabama, 357 U. S. 449 (1958); Bates v. City of Little Rock, 361 U. S. 516 (1960) ~~参照~~。
- (55) Roe v. Ingraham, 403 F. Supp. 931 (S. D. N. Y. 1975), 本件は一九七六年一月一十一日 Whalen v. Roe の事件名で最高裁判所が現在係属中である。44 U. S. Law Week 3471.
- (57) Note, 48 N. Y. U. L. Rev. 670, 770 (1973).
- (58) 50 U. S. Code 1681-81 t.
- (59) Public Law 93-380.
- (60) Public Law 93-579; 5 U. S. Code 552 a.
- (61) 前記(53)の被告の訴訟によるもの Project Note, *Government Information and the Rights of Citizens*, 73 Michigan L. Rev. 971, ... (1975).
- (62) Rowan v. Post Office Department, 397 U. S. 728 (1960)
- (63) Kovacs v. Cooper, 336 U. S. 77 (1949).
- (64) Pub. Util. Comm. v. Pollak, 343 U. S. 451 (1952).
- (65) Lehman v. Shaker Heights, 418 U. S. 298 (1974).
- (66) Erzoznik v. City of Jacksonville, 45 L. Ed. 2d 125 (1975).
- (67) ハーの見解はハーバーの理由では次のとおりである。前田の一九七四年 Lehman 事件において、公共の運輸事業を行っている市当局は運輸機関内部の壁を商業広告並びに市の広報掲示用に使用していたが、同市条例は政治広告とか社会問題に対する広告を禁止していた。ハーの禁止の目的は広告の濫用とか情実を避けりのような広告によってそれを避けねりのためである。乗客のトラベラーハーが侵害されるのを回避するためいた。その翌年わざや性に關する Erzoznik 事件においてトラベラーハー関係の諸事件を論議した際に最高裁判所は、Lehman 事件を引用して「聴衆が受けた拘束の程度からしてそれを欲しない者が實際上それを避けられなくような場合には」言論に対する制約は認められるという見解の根拠としたのである。最高裁判所は同時に Lehman 事件における種々の見解は「聴衆が拘束される程度とその結果として起るトラベラーハーの侵害とは道路の通行人の場合よりバスの乗客の方がなるかに大かかるのである」とハーバーを認めていた。

とある。裁判所はそれなりとの関係でバス内での放送に関する Pollak 事件におけるダクラス判事の反対意見も引用しているのである。このこと並びに Lehman 事件で条例を有効と判断する際にプライバシーの側面に重きが置かれたといふこと、わざわざ映画事件においてバス乗客のプライバシーを強調している点及びバス内の報道に関する一九五二年の Pollak 事件以降最高裁判所は数々の判決においてプライバシーを擁護する立場を示してきているという事実等を考えると、Pollak における問題が今日決定されるとすれば商業用の放送又は社会問題についての放送を通してのプライバシーの侵害（これは Lehman 事件における広告物を通じてのものよりもっと侵害性の強いものである）をうけない権利は伝達の権利よりは優越すると言断される可能性は十分ある。

(8) Cohen v. California, 403 U. S. 15 (1971).

（本稿は一九七六年六月九日に開催された同志社法学会主催の講演会における講演原稿に加筆されたものである。——訳者）